

【取扱い厳重注意】

平成23年7月27日

調査報告書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 齊藤 修啓

平成23年7月27日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

人事院 健康安全対策推進室 中山鋼室長
吉澤文悠子課長補佐

2 聴取日時

平成23年7月27日午前11時00分頃から同日午前11時35分頃まで

3 聴取場所

千代田区霞が関1-2-3 人事院

4 聴取者

飯崎 準 参事官補佐
齊藤 修啓

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

別紙のとおり。

第3 特記事項

聴取書の確認を希望

被聴取者は、聴取内容のうち、特に下線部について強い不開示を希望した。

以上

1. 被聴取者の身分について

被聴取者の中山鋼氏は、人事院の職員福祉課健康安全対策推進室の室長を務めている。吉澤文悠子氏は、同室安全班の課長補佐である。

2. 規則の対象者

人事院規則の対象者は、現在約 28 万 3000 人いる一般職の国家公務員である。地方公務員の警察官や消防隊員、特別職国家公務員の自衛隊員は対象としていない。今般の 250mSv への改正が必要となるケースは具体的にはあまり想定できないが、福島第一原子力発電所に詰めている原子力安全・保安院の検査官が緊急作業に従事する可能性はあり得ると考えていた。警察官や消防隊員の線量限度は、人事院規則ではなく労働安全衛生法が適用されるため、実際には既に 14 日の時点で 250mSv に引き上げられていた。自衛隊員の線量限度がどうなっているかは正確には知らないが、人事院規則や労働安全衛生法に準拠して独自に決めていると承知している。

3. 他省庁との調整について

厚生労働省や経済産業省が 14 日に緊急作業時の線量限度を引き上げるという情報は事前に全く知らされていなかった。官邸からも話は来なかった。16 日の朝刊で初めて知ることとなり、その日のうちに対応を行なった。厚生労働省には 16 日にこちらから連絡を取り、引き上げに至った事実関係の確認を行なった。その際、官邸から指示があったと聞いている。250 という数字については、医学的、科学的根拠をいくつか聞いた。厚生労働省からは内部検討資料を送付してもらい、それをもとに人事院においても引き上げの検討に入った。

防衛省に対しては、担当者と付き合いがあったので、厚生労働省の改正を受けてどう対応するか相談しながら、人事院でも引き上げようと思うと伝えた。通知も送っている。

放射線審議会に対しては、16日の18時過ぎに諮問文を持ち込んだと記憶している。(18時半から19時半までメール審議)

4. 500mSv への引き上げについて

500mSv への引き上げの話は聞いた。官邸として正式に動いているというよりは、官邸の秘書官から個人的かどうか分からないが、話があったように聞いている。500mSv への引上げを人事院が独自に行うということにはならず、厚生労働省や経済産業省の動向を見てということになっていた。電話やメールでやりとりをして、情報交換していた。

人事院に対しては、新聞報道でもあったが、長島昭久議員が原子力安全委員会事務局職員と一緒に総裁室に来て 500mSv への引き上げの検討を要請した。

5. 被ばく線量の調査について

公務員の被ばく線量の把握については、該当しそうな省庁に電話やメールで問い合わせ

【取扱い嚴重注意】

ている。これは250mSvを超えるか否かは関係なく、経済産業省以外にも、例えば、国道沿いのがれきの撤去を担当する国土交通省やモニタリングを行なう文部科学省等も対象となる。また、参考情報として自衛隊や警察、消防の被ばく線量についても照会を行なっている。

内部被ばくの量については、東電と一緒にルーティンで検査を受ける保安院の検査官以外については、どこも検査していないと聞いている。ただし外部被ばくの数値は非常に低く、直接関わりのあった保安院でも多くてもせいぜい6mSv程度であったと記憶している。線量が最も高くなりそうな原子力安全・保安院の検査官についても、15日に原子炉の爆発があった時は、福島市内にある福島県庁に退避していたので、実際にはあまり被ばくはしていない。厚生労働省の職員については、第一原発へ監査指導に入ったと聞いているが、あくまで線量が低くなってからの一時的な立ち入りとの認識である。国土交通省や文部科学省等の職員については、そもそも緊急作業ではないので、改正後の線量基準の対象にはならないと考えている。内部被ばくについては、厚生労働省には一応専門家に相談するよう伝えている。保安院の検査官については、東電と契約をしており元々内部被ばくについて測定することとなっているが、東電の作業員も内部被ばくの検査がままならない状況で高い優先順位であるとは考えていない。人事院としても検査をするようには指導をしている。